

令和4年長浜市農業委員会11月定例総会会議録

令和4年11月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員

1番	八若 和美	2番	中川 半弥
3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
9番	橋本 治太郎	10番	村方 義昭
11番	伊藤 泰子	12番	尚永 稔
14番	北川富美子	15番	大塚 高司
16番	阿辻 康博	17番	小畑 義彦
19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

8番 森 勘十 18番 池田 美由紀

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用届出について

報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第97号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第98号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第99号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第100号	農用地利用集積計画案について
議案第101号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第102号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について
議案第103号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

2 番 中川 半弥 6 番 森川 ゆり

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和4年11月定例総会を開催させていただきます。各地で初冠雪の話題もニュースで多く聞く季節となりました。3か月間の長期予報も、ラニーニャ現象の影響で日本海側は雪の日が多いと予想されています。春の用水の影響もありますので、ほどよい降雪であることを願います。また、先月26日に資材の高騰や米価の低下、後継者不足、農地荒廃など、農業を取巻く厳しい環境の訴えをまとめた農業施策に関する意見書の提出を行いました。当日は3年ぶりに、会長、副会長をはじめ農業振興委員7名も集まっておいただき、浅見市長と農業関係の職員と具体的な意見交換を行いました。12月23日の農政懇談会で意見書をくみ取った施策が、1つでも増えることを期待しております。また、市内農家を対象に農業用燃油や肥料の価格高騰を受け、出荷用に一定規模の作付面積がある市内農家に対し、緊急支援補助金を支給されます。本日は審議案件もあるため、農業振興課から出席いただいておりますので、今回の補助金についても説明をお願いしております。のちほどよろしく申し上げます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内18名と、過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、10月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。10月25日、滋賀県都市農業委員会連絡協議会研修会が竜王町で開催されましたので、会長、副会長、職員に参加していただきました。10月26日、皆さんに取りまとめていただきました、令和5年度長浜市農業施策に関する意見書を、正、副会長並びに農業振興委員会委員さん7名参加いただき、市長に提出いたしました。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が8件、4条申請が2件、5条申請が3件と、農用地利用集積計画案の決定、農業振興地域整備計画の変更、農地経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積、下限面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る11月2日に当番委員、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

皆さん、秋の収穫も終わり、ひと段落されていることとお聞きしました。これから先の事を考えると、ウクライナの情勢、アメリカ大統領の中間選挙、国内でもいろいろな報道がありますが、私達、農業者におきましては、来年度の耕作に向けて、資材の高騰、米価の下落を受けて、存続していけるのかと考えておりますが、本日、農業振興課より、燃油や肥料の補助金について説明がございます。また、新型コロナウイルス感染症も第8波がきており、日々、新規感染者数が増えてきております。皆様、感染対策を取りつつ、麦や大豆の刈り入れ作業があるとは思いますが、お体に気をつけていただきたいと思います。どうか、よろしくお願いたします。

本日の欠席通告欠席委員の報告、8番の森勘十委員、18番の池田美由紀委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、2番の中川半弥委員、6番の森川ゆり委員、両委員よろしくお願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協

力をよろしく申し上げます。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は7件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、畑1筆、104㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は区画整理事業用地、南は道路、北は水路です。本届は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中がございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号2、土地の表示、室町地先、畑1筆、44㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は区画整理事業用地、南は道路、北は水路です。本届は室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中がございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

番号3、土地の表示、口分田町地先、畑1筆、23㎡を公衆用道路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北東に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は水路です。

番号4、土地の表示、口分田町地先、田2筆、263㎡、畑1筆、49㎡、合計312㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北東に位置します。周囲の状況は、北側については、東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は水路です。南側については、東と西は宅地、南は里道、北は雑種地です。

番号5、土地の表示、口分田町地先、田2筆、240㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は畑、道路、南は水路、北は道路です。

番号6、土地の表示、神照町地先、田1筆、61㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路です。

番号7、土地の表示、室町地先、田2筆、553.31㎡を戸建賃貸住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は区画整理事業用地です。本届は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中がございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、畑1筆、1.7㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西と南は転用届出済農地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、大戌亥町地先、田5筆、512㎡、畑2筆、220㎡、合計732㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は田、畑、西は道路、南は道路、宅地、北は里道です。

番号3、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、108㎡を売買により個人住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は譲渡人所有田、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、野村町地先、畑1筆、95㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は里道、北は農地です。

以上、29条届出にかかる報告を終わります。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西浅井町庄地先、田1筆、2,090㎡を果樹栽培として使用するために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、

東は田、西は田、南は道路、北は水路です。形状は、現状の高さから最大50cm程度盛土され、果樹栽培を行う計画です。該当地については、山からの水が湧き出ている田であるために、水が引きにくい田となっており、稲刈りの際には、コンバインが沈んでしまい、現耕作者から稲作以外のことを検討すべきとの依頼を受けて、土地所有者及びその家族で、獣害の被害を受けにくい、いちじく、栗、山椒等を植えて、収穫できたものは、道の駅に出荷する計画を立てて、田畑転換の届出書が提出されました。所有者からの聞き取り内容、隣接農地所有者及び地元農業組合長の同意を得られていること、及び現地調査の結果を踏まえ、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。なお、受理通知書を発行する前に、農地等調査委員会事前審査委員会にお諮りをしたところ、やむを得ないのご意見をいただいております。

以上、田畑転換にかかる報告を終わります。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計13筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田13筆、23,830㎡の解約です。番号1から番号7、番号10から番号13は相対による解約で、番号10と番号11は、後にご説明申し上げます、議案97号、番号5で所有権移転を行うための解約で、番号12と番号13は、後にご説明申し上げます、議案100号番号1と番号2で所有権移転を行うための解約で全て耕作目的の解約です。また、番号8と番号9は、農地利用円滑化事業による解約で、全て耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました5件について、ご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか。

(廣部委員)

田畑転換等農地の形状変更届出、番号1についてお聞きします。山からの水が湧き出ている田であるために、水が引きにくく、お米がつくりにくいとお聞きしましたが、申請地の西側も東側も水稻を耕作されており、隣接農地所有者の同意はあるようだが、地上げした後、隣接農地が乾きにくくなるのではと心配になる。

(事務局)

現地確認時は稲刈り後で、申請地、隣接農地、どちらも水が残っている状態でした。現場写真を委員に拝見していただき、協議をし、隣接農地所有者や地元自治体にも同意があり、やむを得ないと判断させていただきました。

(廣部委員)

周囲の同意があるのでなんとも言えませんが、端のほうではなく、申請地は中にありま

すので、心配になりました。はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(阿辻委員)

同申請地について、ご説明させていただきます。私が現地を確認しに行ったのは、地元の方から連絡があり、土で埋まっていた状態でしたので、申請地の水はけの状況は見ておりません。事務局に確認をすると申請が出されており、地元の方のお話を聞くと、やはり申請地だけ水が沸くと話されていて、現地確認時、両隣の田は乾いておりました。

(將亦委員)

以前、調査をしていただき、農地調査委員会の当番協議にて現地写真を拝見し、協議をさせていただいております。確かに、申請地だけ用水から水口の方まで結構深い状況で、隣接農地は乾いている状況だと写真から見てとれました。このまま耕作放棄地になると、引き受けていただける耕作者を探すのも大変ではないかと思う。そのまま遊休農地となってしまう可能性もある。それならば、少し土盛りをされ、果樹を植え、農地として残るのではと考える。ただ、山際ですので、獣害被害に遭わないか懸念されるのですが、それは耕作者が努力していただき、形状変更はやむを得ないと判断しました。

(事務局)

補足させていただきます。申請地につきましては、受理通知書を発行させていただいた後、土入れをされていると認識しております。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が8件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、名越町地先の田1筆、1,159㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の田で現地を確認したところ、耕作放棄地でした。譲渡人は、高齢で管理ができないため、申請地周辺を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、新栄町地先の田1筆、289㎡を賃貸借にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、耕作がされておりました。本案件は8月定例

総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号3、土地の表示、木之本町千田地先の田1筆、924㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で現地を確認したところ、管理がされておりました。譲受人は、現在申請地を管理しており、申請地集落に居住しておらず管理ができない譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、三田町地先の田1筆、547㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ、水稻の作付がされておりました。譲渡人は、申請地集落の農家に管理している申請地の管理を依頼し売買の話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、三田町地先の田2筆、1,843㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の作付がされておりました。譲渡人は、申請地集落の農家に管理している申請地の管理を依頼し、売買の話がまとまり申請されたものです。

番号6、土地の表示、川道町地先の田2筆、5,399㎡、畑2筆、420㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田と青地の畑と白地の畑で、現地確認をしたところ、田は水稻の作付がされており、畑は耕作放棄地でした。譲渡人は、申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、七条町地先の田1筆、1,244㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、耕作放棄地でした。譲渡人は、申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地周辺集落を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、東上坂町地先の田2筆、1,543㎡、畑1筆、614㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の田と畑で現地を確認したところ、水稻の作付がされておりました。譲渡人は、申請地を相続したが管理ができないため、申請地周辺を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から8につきましては、お手元に配布いたしております、許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第97号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第97号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第98号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第98号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第98号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、さる10月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年11月2日に、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、堀部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、堀部町地先、田2筆、畑2筆、219.3㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農

地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、今回、申請人が建物の建築を計画し、申請地を調査したところ、昭和46年頃、申請人の先代が農地転用許可を受けずに、家屋の増築と倉庫への進入路として整備されていたことが判明したものです。今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地北側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受けいたしております。

本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、余呉町川並地先、田2筆、167㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、今回、申請人が相続した家屋と土地の売却を検討しており、その調査を行ったところ、申請人の先代が昭和60年頃、農地転用許可を得ずに造成し、倉庫を建設されていたことが判明したものです。今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透及び敷地北側の道路側溝に排出されており、隣接農地への影響はないため、許可相当と考えます。なお、この案件は、6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため、申請されたものです。

ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第98号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第98号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許

可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第99号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年11月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第99号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第98号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員よりご報告いただきます。

(大塚委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、湖北町速水地先、畑、268㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、実家近くで住宅を建築する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員さんよりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、榎木町地先、畑、89㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲渡人の先代と譲受人は昭和40年代後半に、土地に砂利を引いて、農機具置場兼駐車場として共同で使用されてきました。その後、平成10年頃に農業は辞めたため、駐車場としてのみ共同使用していました。このたび、申請地の隣に居住されている譲受人が全面的に使用されることになり、所有権の移転手続きを行うにあたり、登記簿の地目変更ができていないこと判明し、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、新居町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、大塚委員さんよりご報告をいただきます。

(大塚委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、新居町地先、畑2筆、79.02㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場及び公衆用道路敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、集落在住者で、居宅前の道が狭いため、積雪時は除雪等がなく車が使用できない事態になるため、消雪装置のある県道沿いの敷地で駐車場として使用できる場所を探していたところ、譲渡人の所有地を購入できる話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地東側の道路側溝に排水される計画となっており、隣接農地に影響を与えないため、許可相当と考えます。なお、同敷地の北側の土地について、現状、道路敷地として使用されておりますが、これは、20

年ほど前に、近隣住民の数人から里道拡幅のため土地を提供してほしいとの申出を受けて了承されたものですが、農地転用の許可を得ずに実施されております。また、同道路は里道であるため、市が土地の寄付を受けることはできず、地元自治会名義に変更するにも、新居自治会は地縁団体でないため、自治会への名義変更もできない状況となっております。この状況を踏まえ、今後、地元自治会が地縁団体の登録を行った上で、所有権移転等が想定できることから、新居町に在住していない譲渡人から、新居町に在住している譲受人に名義を変更したほうが良いとの結論に至り、駐車場予定地の所有権移転と合わせて行うべく、申請されることになりました。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第99号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。番号3の同敷地の北側の土地について、現状、道路敷地として使用されておりますが、うまく手続きができなかったのですか。

(事務局)

お答えします。本来ですと、地元自治会へ名義変更するのが通常ですが、新居自治会は地縁団体でないため、自治会への名義変更もできず、長年、個人名義のままになっております。今回、申請地を売却するにあたって、譲受人と譲渡人が協議され、所有権移転を希望されました。そのうち、新居自治会が地縁団体へ登録された段階で、道路部分につきましては自治会への寄付で、将来は所有権移転を双方で確認されております。

(会長)

はい、わかりました。

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第99号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第100号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第100号、農用地利用集積計画、案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に説明していただきます。

(農業振興課)

今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。

まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手5人に対して借り手が3人で、筆数は6筆、面積で、11,290㎡を利用権設定される計画です。次に、所有権の移転につきましては、所有者1人、取得者1人、筆数は2筆、面積は4,058㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルに利用権設定について、と記載されている番号1から番号6につきましては、全て相対により利用権を設定される計画です。

次に、所有権移転につきましては、タイトルに所有権移転について、と記載されている番号1、2につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。また、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です

(会長)

ただいま説明のありました議案第100号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは諮問をうけました、議案第100号、農用地利用集積計画、案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第101号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第101号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和4年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に説明していただきます。

(農業振興課)

議案第101号、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる、農振除外についてお諮りしたく、よろしくお願い申し上げます。今回の除外申出は全9件、14筆ございます。議案書にて、変更申出地の概要や変更理由、土地所有者や変更申出者の情報を記載しておりますので、適宜ご確認願います。本日、付議しました案件は、去る9月1日から9月22日にかけて受付した申出に基づく除外案件です。なお、本市では、年に2回受付をしており、今回が今年度の2回目で最終でございます。ご承知のとおり、青地については、農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず、住宅や資材置場などに利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要となります。農用地区域を除外するためには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ、除外手続きを進めることはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性や、担い手への農用地の利用集積及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど、すべて満たしたうえで、真にやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性が見込まれます。今、申し上げたものは、除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、このほかにも、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより、除外することを決定できる仕組みとなっております。

それでは、各案件につきまして、担当から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。説明は一括で行い、質疑につきましては、説明終了後にお受けいたします。

ご説明をさせて頂く前に、各案件に係る全ての申出地は、直近土地改良事業の完了から8年以上が経過している土地であるということを事前にお伝えさせていただきます。

それでは、1件目、新栄町の案件です。土地の所在等は、議案書をご覧ください。スクリ

ーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、新栄町の西側に位置しております。
土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側は市道、南側は水路、西側は宅地と接
しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、北側の市道から撮影したものです。申出人
は、西上坂町にて建設業を営んでおられ、この度、事業の拡大を計画しておられます。そ
れに伴い、新たな資材置場の確保が急務となり、今般、申出に至ったものです。農用地区
域の縁辺部に位置し、周辺は道路や水路と隣接していることから、農振除外により農用地
の集団性、効率性を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用
集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、
その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、事業の拡
大及び今後の安定した事業経営を目的に計画されたものでありますが、除外5要件をすべ
て満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて2件目、相撲町の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、
相撲町の中央に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側と
南側は宅地、西側は市道と接しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、西側の市道から撮影したものです。申出者
は現在、守山市のアパートにて暮らしておられますが、昨年、お子さまが生まれたことも
あり、住まいが手狭になってきたことから住宅の建築を計画されました。土地の選定につ
いては、相撲町に両親が暮らされており、高齢になられる両親を支えるためにも同集落内
にて選定を行われました。農用地区域の縁辺部に位置し、周辺は道路や宅地と隣接してい
ることから、農振除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。規模
的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引
き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。
当該土地利用については、十分な広さで安心して暮らせる住宅の確保を目的に計画された
ものでありますが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて3件目、西上坂町の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、
西上坂町の北西に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。西側
と南側は水路、東側は市道と接しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、東側の市道から撮影したものです。申出人
は、県内4か所に営業所を持つ運送業者であり、各営業所とも手狭な環境にて運営をされて
います。営業所の一つである申出地の南に位置する長浜営業所では、車両が出払った後に
倉庫に関する業務を行っておられ、同じスペースを時間差で利用されている状況です。こ
の効率の悪い状況を解消するため、今般、車輛置場の整備を計画されました。土地の選定
については、運転手が営業所と車輛置場の間を移動することを考慮し、既存敷地程近くの
白地にて検討されましたが、地権者との折り合いがつかず、今般の申出に至りました。農
用地区域の縁辺部に位置し、周辺は道路や水路と隣接していることから、農振除外により

農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。申出地は、担い手により耕作が行われている実態を確認しておりますが、関係する耕作者さまが同意されていることを確認しており、農業経営への影響や農用地の利用集積に著しく悪影響を及ぼすおそれが少ないものと考えております。また、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、効率の悪い運営状況を解消することを目的に計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて4件目、乗倉町の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、乗倉町の南側に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側と東側は道路、南側は墓地と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、北側の道路から撮影したものです。申出人は、昭和27年に大阪府にて創業されたスリット加工やプレス加工を行う事業者で、昭和45年に乗倉町にて滋賀工場の稼働を開始されました。滋賀工場はすでに平成3年と平成17年に計2回の増築を行われておりますが、この度、新たな加工技術を導入し、さらなる事業の拡大を行うため、事業用地の拡大を計画されました。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は道路、墓地と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、事業拡大を目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて5件目、小谷美濃山町の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、小谷美濃山町の北側に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側と西側は水路、南側と東側は道路と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、西側の市道から撮影したものです。申出人は、小谷美濃山町の集落内に営業所を構え、建築業を営む事業者であり、近年事業の拡大を行ってきたことに伴い、車輛、資材を置く敷地が必要となりました。土地の選定については、住民への迷惑を懸念し、集落外かつ既存敷地からそう遠くない土地で検討をされました。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は道路、水路と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、事業拡大を目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて6件目、高月町唐川の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、高月町唐川を中心に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側と東側は道路と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、南側の道路から撮影したものです。申出人は、高月町唐川にて母親と同居しておられますが、家屋の老朽化に伴い、新たな住宅の建築を計画されました。建て替えも検討されましたが、前面道路の幅員が狭く、重機等の侵入できないことから建て替えは不可能な状況でございます。また、高齢でいらっしゃる母親のことを思い、介護車両や万が一の際の救急車両が侵入しやすい集落から少し離れた土地を選定されました。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は道路と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の道路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、安心して母と共に暮らせる住宅の確保を目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて7件目、木之本町田部の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、木之本町田部の南側に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。ご覧のとおり、申出地には既に建物が整備されております。

現地写真をご覧ください。1枚目は南側から撮影したものです。2枚目は東側から撮影したものです。申出人は、申出地にて自動車工場と喫茶店を経営されておりますが、今般、申出地が青地であることが判明しました。本来であれば、農振除外完了後に整備を行うこととされておりますが、整備をされたのが先代のお父様であることから経緯も不明であり、農地に戻すことも困難でございます。そもそも当該地は、圃場整備が行われておらず、青地に含まれてしまった経緯についても不明な土地であり、今後も引き続き事業用地として利用したいという思いをお持ちであることから、現況に即して農振除外手続きを進める判断を致しました。

続いて8件目、木之本町木之本の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、木之本町木之本の西側に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。南側は道路と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、南側の市道から撮影したものです。申出人は、木之本町木之本に営業所を構える廃棄物の収集や運搬等を行う事業者でございます。今後、事業を拡大する予定であり、それに伴い作業車や従業員を増やす計画であることから、新たな駐車場の整備が急務となりました。土地の選定については、効率を考慮し、既存敷地より程近くの土地にて検討されました。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、事業拡大後も円滑に事業運営を行っていくことを目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて9件目、西浅井町岩熊の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出

地は、西浅井町岩熊の北西に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。北側は水路、南側は道路、東側は申出人の事業用地と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、南側の道路から撮影したものです。申出人は、クレーン車による各種作業や重量物運搬据付等を行う事業者でございます。今後、重機やクレーン車の中古車販売事業を開始される予定であり、販売車を置くための展示場スペースを整備することが急務となりました。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は道路等と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。当該土地利用については、新たな事業を円滑に運営していくことを目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、変更はやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第101号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(中川委員)

4件目についてお聞きします。写真を拝見すると、申請地の隣接地に白地のところがありますが、将来的にこちらにも計画されているのでしょうか。

(農業振興課)

お答えします。今回の計画にこちらも入っており、一体的に利用されます。

(中川委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(將亦委員)

まとめてお聞きします。まず、農用地区域を除外するためのいくつかの項目の中に、農地の集団性、連担性が除外の可能性に見込まれるとお聞きしました。4件目の残地については、了解を得ているのか疑問に思います。また、いくつかの案件にてありますが、青地の真ん中に白地が出来ると、そこから増えていくおそれがある。その点の見解が知りたい。

また、9件目の今回の申請地付近で、以前、他の白地の農地に転用許可を出した記憶があり、こちらの申請地についてもお話ししていた気がする。それにしても、今回の手続きには時間がかかり過ぎている気がする。こちらについては、すでに造成中であると写真で拝見できますが、確か、去年に転用許可を出した覚えがある。その時に、事業の拡大として、

既存の面積の2分の1までと許可したはずですが、事業拡大ということですが、その都度、既存の面積の2分の1と増えていくのではないかと。歯止めはどうするのかお聞きしたい。

(農業振興課)

お答えします。農地を守る歯止めをどこでかけるかということですが、まず、8件目の申請についてですが、道を挟んだ農地を、事業拡張用地として選ばざるを得なかったことについてですが、周辺に拡張できる状況でなく、以前は付近の一般ゴミの収集業務しか受けておられませんでした。令和5年度から、湖北広域行政事務センターが直入れされている区画についても民間へ委託をされるということで、ここだけが受け入れられる可能性が高くなっております。現在、収集車と出勤してくる従業員の車がせめぎ合っている状態で、車の接触が非常に危惧される状況だとお聞きしました。敷地を拡張するに当たりまして、出勤される方の駐車場と、事業者の駐車場とを事務所の近隣で必要とされましたが、代替性のある土地がほとんどない状況です。全く違う場所に大きな投資をして移転するか、申請地を選ばざるしかなかった状況です。また、転用許可を出せる面積ですが、既存の面積の半分以下となっております。当申請においては、面積をもう少し希望をされておりましたが、許可の範疇で、法令に従って申請をしたいということで、このようなかたちの申請となっております。全て青地の区画でありますので、当然ながら農地として保有し、耕作していただきたい農地でございますが、周辺を含め、あまり耕作が進んでいない状況でございます。ただ、そのことだけが理由ではなく、今回の申請者においては、ここでしか進出する可能性がなかったということでやむを得ないと判断しております。申請者が他業社で、新たにこの地にとということでしたら、基本的には無理だとお話しするかたちになると思います。9件目の申請についてですが、当初の借地期間が終わるので、現所有地の土地を広げて重機を移動させたいと話しておられました。先ほど、ご説明させていただきました以前の申請においては、面積をもう少し希望をされておりましたが、許可の範疇で、法令に従って申請をし、やはり不足するというので、当初に希望されていた農地まで再度、申請されました。事業計画は今回で完了されますので、隣接農地においても影響が出ないように計画されておられます。ただ、これ以上の拡大となっていくと、申請者がどうしてもと言われれば検討をせざるを得ないのですが、基本的には耕作もされている農地なので、残していきたい気持ちもございまして、ケースバイケースで調整をさせていただきたいと思っております。

(将亦委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

3件目についてお聞きします。青地である申請地じゃないといけない理由は何でしょうか。

(農業振興課)

確かに申請地の周りに白地の農地もあり、申請者も当初はそちらを希望されておりましたが、なかなか所有者と話がまとまらず、本申請に関しましては申請地を許可するに至りました。

(廣部委員)

今までですと、既存の隣接農地を除外し、事業拡大ということが多かったのですが、隣接してなくても近くであれば可能であるということですか。

(農業振興課)

隣接していることが一般的な案件ではあると思うのですが、本申請は、ドライバーが営業所と車両置き場を行き来されるとお聞きしており、効率も考えて、必ずしもどの案件においても離れていてもいいのかといえ、そうでもなく、特段の事情をお聞きして、判断させていただいております。

(廣部委員)

今後、農地転用の申請をされるのですね。はい、わかりました。

続けて8件目についてお聞きします。許可面積の都合上で、今回の申請地のみとなっているが、申請地の奥の農地については水田のままですか。進入路が確保できないと思います。奥が青地のままであるなら、確保してくださいという話になると思うのですが。

(農業振興課)

当初、申請者である事業所にお話しを聞いた時に、耕作する進入路を残すようお話ししたのですが、耕作者は今後、耕作の意志はないとはなされており、放置するわけにもいきませんので、申請者の方に責任もって地区保全など、管理していただくようお伝えしました。実際、当初の申請では奥の農地までを希望されておりましたが、この農地の位置づけが第一種農地となり、連担性が高いということもあり、既存の敷地の最大半分までが上限になりますので、このような申請となります。9件目の申請についても同様になります。3件目についてですが、申出書の添付書類の中に代替地について、どのくらい調査され、交渉し、結果を記載していただいております。本申請において、周辺農地にも交渉はされましたが、お譲りいただけませんでした。申請者の思いとして、この敷地で車を移動し、徒歩で従業員に戻らせ、倉庫業を再開したいとお聞きしましたので、どうしても距離的に限られたエリアで探されました。隣接地でというと、この農地の位置づけは第二種農地となり、連担性が低いということもあり、やむを得ないというような事情が全て要件的に整っていれば、隣接地でなくても認めさせていただいている状況でございます。

(廣部委員)

将来的に耕作出来ないことにより管理できなくなり、売却したいという思いがあれば、どんどん農振除外される農地が増えていくのではないかと危惧されます。

(会長)

他にございませんか。

私からもお聞きします。青地の農地の判断基準を教えてください。

(農業振興課)

青地の農地の判断は最終的には本市が行っております。日本の国土の利用計画というものを国が定めており、国土のなかでも、大雑把に都市部、農地部、森林部の3つの計画を国がしております。それにつきまして、滋賀県がそれぞれの計画を立てております。例えば、都市の計画ですと、住宅がたくさんあるところに、いきなり工場が建設されないように規制をかけ、用途を決めた区域をつくっております。工業団地において、工場を誘致する規制をかけているところになります。農地の計画ですと、滋賀県が農業振興地域というエリアを設定します。このエリアは農業を振興する地域、農村集落のことになります。こちらは県が決めており、農業振興地域にあります農地で、将来的に守っていくべき優良農地を選択しているのが本市であり、青地と呼ばれる農地です。青地の農地は、過去に圃場整備で用排水路の整備、農道等、公費を投入して行った地域の整地がされている水田に、青地という指定をさせていただいております。また、圃場整備はしてない農地であっても、優良な農地ということであれば、青地として集団性を求めたことがあります。また、圃場整備はしてない農地が集落の近くにあって、現在、青地の農地でも見直すことは理論的には可能です。見直す場合には、基本的に事情をよくお聞きし、検討、協議をし、改めいくという作業を10年毎にさせていただいております。その間の期間は、ご事情により申し出を受けた案件を、年に2回受け、諮らせていただいているようなかたちでございます。ですので、今後、見直しの際に、集落毎にお聞きした場合、事情がございましたら、検討することは可能かとは思いますが。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、市長から意見を求められました、議案第101号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に、議案第102号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第102号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、このことについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求めます。令和4年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に説明していただきます。よろしくお願いたします。

(農業振興課)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定についてご説明させていただきます。基本構想とは、正式名称を、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想となり、これは国が定める農業経営基盤強化促進法に基づき、作成されるものです。以降、基盤強化法とさせていただきます。基盤強化法は、効率的かつ安定的な農業経営体、いわゆる担い手を育成するための政策について定められており、農業振興課では、認定農業者、認定新規就農の認定、利用権設定、所有権移転などの事業について、この法律に則って事務を行っております。この法では、地域の実情に合わせた事業を行うため、都道府県で農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、市町村では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることとなっており、基本構想では、県の定める基本方針に沿うかたちで、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農地利用集積目標、認定農業者への集積支援のあり方などを定めております。また、基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法施行令、第1条に基づき、おおむね5年毎に見直すこととされており、今回は平成26年に見直しをされてから、5年以上が経過しております。県の定める基本方針が、令和3年10月に改正されたことに伴い、県内市町に対し基本構想の改定を求められていることから、今回、見直しを行うこととなりました。基盤強化法施行規則2条で、基本構想の策定により、長浜市農業委員会、北びわこ農業協同組合並びにレーク伊吹農業協同組合への意見照会が必要な為、令和4年10月25日付けで書面にてご意見を伺ったところ、事務局より総会にて、皆様へのご説明の依頼を受け、お時間をいただきました。

次に、主な変更点につきましては、前回の見直しから5年以上が経過していることから、法改正のズレや、古い表現であり、実際の運用などに沿わないようなことが拝見できましたので、全体的に文章の整理をおこなっております。大きな変更点としまして、第1、農業経営基盤強化の促進に関する目標の項目の見直しです。この項目では、長浜市全体の農業の現状と目標と、それに対する市の方向性について記載をしております。昨今の米需要の減少や、持続的で生産性の高い、環境に配慮した農業の推進など、現状に合わせた内容に文章を加筆、修正しております。また、項目の中で、目標として農業経営体の年間農業所

得の目標および年間の労働時間の編成につきまして、認定農業者、認定新規就農者となるものが目指すべき基準を従来から労働時間2,000時間、年間農業所得は、主たる農業従事者1人当たり、概ね500万円、新規就農者は概ね250万円と定めておりましたが、新たに主たる農業従事者2人当たりとする共同申請や、集落営農法人についても追加させていただきました。こちらは県の基本方針と同じ内容になっております。次に第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標の見直しですが、この項目では営農類型ごとに目標所得に達するような農業経営の在り方につきまして、県の基本方針をもとにしており、こちらに関しても、古い内容となっておりますので、全体的な表現整理を行うほか、今までは施設専作経営、ハウスのみの経営について、以前は新規就農の指針としてのみ掲載しておりましたが、個別形態にも追加させていただきました。次に、第3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項の見直しですが、ここでは担い手への農地集積率に関して、具体的に定めている項目になっております。県の基本方針の目標が、以前は70%だったところ、75%に変更されたことに伴い、この基本法に準ずるかたちで、以前は70%だったところ、75%に変更いたしました。今、現在、長浜市の現状としましては、令和3年度末集積率は約74.8%となっております。次に第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項、及び第5、農用地利用集積円滑化事業に関する事項の見直しですが、こちらに関しては主に相対の利用権設定や、所有権移転を受ける者の要件などを定めている項目になっております。前回の基本構想の改定、平成26年以降に行われた法改正を伴いまして、現在、使われていない農地につきまして、実際の運用に合わせた表現に修正させていただきました。また、農地利用集積円滑化事業の農業協同組合が要件設定を行う事業に関しましては、令和2年4月1日より、農地中間管理機構に一本化されたため、農地利用集積円滑化事業に関する内容について、全て削除させていただきました。大きな変更に関しては以上になります。その他の変更点につきましては、資料をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第102号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(多賀委員)

国の方針であり、県の方針なり、変わることはいいかと思えます。今度、新たに作る地域計画ですが、周知はいつ頃にされるのか。また、この計画のなかにあがってきてないですが、このままでいいのでしょうか。

(農業振興課)

お答えします。今現在、集落毎に集落にある農地を、将来的に耕作者を図示しているのが、人・農地プランであり、これが全国で国を挙げて、市全体で代わりとなる地域計画というものを策定するよう、法律も変えようとしております。ここには、農業委員の皆様方にも非常にご尽力いただいて、地域毎の今後の地域計画のエリアごとの策定について、ご協力をいただくようなお話も聞いております。この基本構想につきましては、現在ある、人・農地プランで作成しており、地域計画が確定次第、変更していくのがやっぱり必要となります。申し訳ありませんが、準備が整い次第、もう一度改めまして、総会にて諮らせていくこととなっております。今回、ご説明させていただきました、構想の改定というものが、改めて、認定農業者になる指針をつくり、集落営農法人の目標値を定め、この基本構想が長浜市の目指すべき農家の目標としていただくもので、各種、支援策の礎になるもので、こちらを目指していただく農家を応援していく。一つは、認定という制度で、認定農業者になっていただくことで融資を受けていただいたり、土地の所有権をスムーズに移転を受けていただいたり、支援を受けていただく。利用権の設定につきましては、地域計画で示されている方への利用権設定しかできなくなってまいりますので、そのあたりを含め、確実になった時点でもう一度、構想の改定をいただきたい。その際また、わかり次第、早急にお諮りさせていただきたいと思っております。

(多賀委員)

現在、中間管理機構に預けようとする、中間管理機構を通して利用権設定をしているのですが、地域計画で地図上に落とししてしまうと、それ以外では、利用権設定ができなくなるのですか。詳細で分かり次第、周知される様、お願いいたします。

(農業振興課)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。

(大塚委員)

基本構想の中の生産方式ですが、県側の意向もあるとはありますが、資本装備の過剰投資になるのではないかと。面積要件についてですが、機械の価格帯が100万、200万上がっております。30馬力、40馬力を捨てるのもどうかと思いますので、もう一度、県へ、方針を考え直すよう、要望していただけないか。そうすれば、新規就農者も取り組みやすいのではないかと。

(農業振興課)

確かに、時代に合わせた生産方式など、機械の性能を見た時にこれがはたしてどうなのかというお話しもございますが、今回、県の方から、改定を進めるように言われた項目に入っておりませんでしたので、今回の改定を含めまして、いただきましたご意見を県へと

お伝えし、次回の構想の改定も含めまして、ご回答できるかと思えます。

(大塚委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(將亦委員)

いくつかお聞きします。まずは、個別経営体、認定農業者の年間労働時間や、所得目標金額を改定すべきところが記載されており、県の構想に従って新たに追加されたと思うのですが、新たに農業経営を営もうとする青年等は、概ね250万円のままとのことです。この新たに農業経営を営む者とする青年等というのは、私たちが日頃、口にしていて新規参入農業者と理解しているのでしょうか。それならば、担い手確保の方向性のところで、いろいろな記載がありますが、地域に根ざした個別経営体の育成について、を拝見させていただいても、新規就農者への支援や育成がみあたらない。個別経営体の年間農業所得は概ね250万円を目指すとなっているのに、なぜ、新規就農者の誘い込みや、どのような支援をしていくなど、目指すべきところが記載していないのか。疑問です。

また、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標についてですが、個別経営体の営農類型の専作経営の果菜類と記載があり、組織経営体の営農類型には果菜類の記載がないのですが、改定構想するのならば経営改善に資するべき目標とすべきではないかと考えます。

また、集落を基本とした組織経営体の育成に記載してある、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化を促進するため、連携して指導、助言を行う、とありますが、誰とどこを連携していくのかがわかりません。やはり、具体的な相手側を記載すべきではないかと私は思います。続きに、生産組織と突然記載されておりますが、こちらも拝見していて理解できません。もう一度、構想を修正、検討していただければと私は思い、意見とさせていただきます。

(農業振興課)

ご意見、ありがとうございます。本日、お時間をいただき、ご説明をさせていただいたのは、皆様のご意見をお聞きしたいという思いもございました。農業関係団体とも意見照会をし、いろいろな意見を加味し、進めていきたいと思えます。

(事務局)

本日は、大変貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。いただきましたご意見は取りまとめて市長に後日、回答させていただきますのでよろしくお願ひします。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、市長から意見を求められました議案第102号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、今で出た意見を農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に、議案第103号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第103号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年11月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり今般告示を行う、設定を行う別段の面積については、石田町地先の畑1筆、南浜町地先の畑1筆、南田附町地先の畑1筆、西浅井町中地先の田2筆、畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、石田町地先の畑1筆、南浜町地先の畑1筆は、令和4年4月1日の要綱改正により、追加された指定農地として申請されたものです。石田町地先の畑1筆について、さる10月14日に大塚委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後、遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。南浜町地先の畑1筆について、さる10月18日に橋本委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後、遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。南田附町地先の畑1筆について、さる10月14日に北川委員と事務局で現地調査を行った結果、不耕作地でしたが、耕作再開が容易であることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。西浅井町中地先の田2筆、畑1筆について、さる10月14日に阿辻委員と事務局で現地調査を行った結果、半分耕作されており、残り半分も不耕作地でしたが、管理はされており、耕作再開が容易であることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、全ての案件について10月21日、事前審査委員会の当番委員協議を行って

いただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。次に、指定の解除を行う別段の面積については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第103号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第103号ついて、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第103号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、先ほどお話にありました、今回の燃油や肥料の補助金について農業振興課より説明をお願いします。

(農業振興課)

資料に基づき、ご説明させていただきます。昨今の燃料価格の高騰により、県と市の事業を活用しながら行うこととなりました。広報長浜11月号や市ホームページ他、プレスリリースも行い、滋賀夕刊、中日新聞にも掲載されました。11月2日まで行われていた、国と県による肥料の支援事業、農業協同組合が主に取りまとめているものとは、全く別のものとなっております。現在、この事業に関しましては、本市で申請書を準備中ですが、先に事業につきまして、ご説明させていただきます。まず、補助対象者に関しましては、市内に住所を有し、かつ、市内で農業を営む農業者及び営農集団。かつ、令和4年度に自らが作付を行い販売する、水稻、麦、大豆、そば等、及び園芸作物のいずれかの作付けが、10a以上の方を対象にしております。例えば、水稻10a、野菜5aを耕作されている方は、それぞれが対象になり、水稻5a、野菜5aを耕作されている方は対象になりません。ただし、施設園芸作のみ耕作されている方に関しては、10aを越えることは、あまりないことかと思っておりますので、1a以上で対象にさせていただこうかと思っております。対象作物については、令

和4年4月から9月までに播種、定植や収穫にかかる作業を行った、販売用の米、麦、大豆、そば等、及び園芸作業などが対象になっております。対象の面積に関しまして、令和4年度の営農計画書、水稲共済細目書に記載された農地、再生協議会使用している農地データを基に、農業者毎、作物毎にa未満の端数を切り捨てて算出した面積を基にさせていただきます。これに関しましては、10月に裏作調査を実施されまして、実績も確認済みです。ご注意いただきたいのが、水稲につきましては自家用と出荷用との区分けがございませんので、算定した面積から自家消費相当分として10aを控除した面積となっております。また、営農計画書、水稲共済細目書に掲載されていない農地で、対象作物を栽培、出荷している場合、一部は申請いただいている分は把握しておりますが、それ以外に関しましては追加して申請することができます。申請の流れですが、先ほど申し上げました、営農計画書、水稲共済細目書を基に、本市より、対象の面積と金額を印刷した申請書を、個別に11月下旬頃に郵送でお送りさせていただき予定をしております。返信用封筒も同封させていただきますので、必要事項を記入していただき、返信していただきたいと思っております。なお、不明点がございましたら、お電話でも構いませんし、本庁にある農業振興課にお越しくだされれば窓口にて対応させていただきます。その後、申請の内容や提出書類に問題がなければ、こちらから交付決定通知書兼確定通知書を送らせていただくと同時に、お支払い手続きにはいらさせていただきます。申請結果に関しましては、こちらからお送りしました封筒が届いてから、令和5年1月13日までを締切とさせていただきます、当日消印有効とさせていただきます。申請から振り込みまでは1ヶ月程度かかると思っておりますので、早めの申請をお願いしたいと思います。提出書類ですが、本市から郵送する申請書、誓約書に必要事項を記入していただき、振込先の銀行名、口座番号が確認できるページの通帳の写しを添付していただき、返送いただければ完了ということでございます。また、申請書記載の農地以外に対象となる農地を申請する場合は、申請書追加申請用を市ホームページにてダウンロードしていただくか、ご希望の方には郵送させていただくこともできます。そちらに必要事項を記入していただき、対象農地の位置が確認できる地図、出荷伝票など、出荷販売していることが確認できる書類も本市から郵送する申請書、誓約書に同封していただきますよう、お願いいたします。助成単価に関する注意点ですが、燃油価格高騰対策の水稲について、乾燥調製を委託しているか、または乾燥機を所有し、自ら乾燥調製を行う場合により助成金額が変わります。中には、すべてご自分で乾燥調製を行っておらず、一部を委託されておられる方もおられると思っております。こちらから郵送する申請書には、委託された場合の助成金額を算出し、記載しておりますので、自ら乾燥調製をされている面積を記入欄に記載していただき、差額分を追加になるような申請書にさせていただいております。お手元に届きましたら、ご確認いただけますよう、よろしく願いいたします。また、水稲基幹3作業のみを共同化している機械共同利用組合としまして、出荷は個人で行い、機械を共同で利用されている営農組合がありますので、こちらに関しては、それぞれに対して単価設定をしております。なかなか、機械共同組合の所在についてはこちらで把握することが難し

いため、農業振興課までご報告をお願いしたいと思います。燃油価格高騰対策、肥料価格高騰対策においては、それぞれの面積で算出し、それぞれの合計金額の1,000円未満切り捨てにさせていただきます。おおよその面積などで助成金額を記載した申請書などを、ただ今、ご準備させていただいており、営農計画書、水稻共済細目書をご提出されているから、必ず対象者になるわけではございません。また、各直売所にも周知いただくよう、これから依頼はさせていただきますが、対象者になりうる方をご存じであれば、農業振興課までご報告いただきたく思います。よろしくお願いたします。

(会長)

ただいま説明のありました、燃油や肥料の補助金について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(廣部委員)

作業期間が4月から9月ということですが、麦の乾燥作業は対象にならないのでしょうか。

(農業振興課)

こちらの燃油価格高騰対策は、一部、県の事業となり、そちらで単価設定をされておりますので、乾燥作業については確認を取らせていただきます。

(廣部委員)

麦の乾燥経費は高いので、ご検討の程、よろしくお願いたします。

(会長)

他にございませんか。

(二矢委員)

対象者についてお聞きします。乾燥作業の依頼を受ける場合がありますが、依頼者に補助金が入り、依頼された側には作業経費がかかるのに、補助金が入らないということになりませんか。

(農業振興課)

ご意見いただきました通り、作業受託に関しては燃油価格高騰対策にはいっておりません。作業受託に関して、こちらでは判断ができませんので、今回の対象にならないこととしております。

(二矢委員)

理解は出来ます。しかし、燃料代が上がったからといって、作業代を上げるわけにもいかないのが現実です。その現状をくみ取っていただきたく思います。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

対象作物についてお聞きします。麦、大豆、そばは重複なると思うのですが、麦と大豆は両方いただけるということですか。

(農業振興課)

はい、麦・豆とも付させていただきます。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がなければ、燃油や肥料の補助金について農業振興課からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年11月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年12月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年12月12日、月曜日の午後1時30分になり、会場は、高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和4年12月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年12月5日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、17番の小畑委員、18番の池田委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和4年11月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年11月22日、火曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、2番の中川委員、6番の森川委員です。よろしく申し上げます。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)